**労使委員会　運営規程**

（目的）

第 条 この規程は、企画業務型裁量労働制の施行における労使委員会の運営に関する事項を定めたものである。

（名称および設置）

第 条 労使委員会は、株式会社○○○○本社事業場 労使委員会（以下「労使委員会」という。）と称し、本社事業場に置くものとする。

（審議事項）

第 条 労使委員会で審議する事項は以下のとおりである。

(1) 企画業務型裁量労働制に関すること

(2) 企画業務型裁量労働制における賃金、労働時間等の労働条件に関すること

(3) 企画業務型裁量労働制を適用する従業員（以下、「対象従業員」という。）の健康と福祉を確保するために講じた措置に関すること

(4) 第4条に関する事項

(5) 第5条に関する事項

（対象労働者に適用される賃金・評価制度の内容について使用者からの説明に関する事項）

第 条 使用者は、対象労働者に適用される賃金•評価制度のうち、人事評価の決定方法および評価と連動した裁量労働制の特別手当や基本給等の設置または変更について、決議をおこなうための調査審議において労使委員会に対して説明をおこなうこととする。

（制度の趣旨に沿った適正な運用の確保に関する事項）

第 条 対象労働者に対して人事部が実施する社内サーベイにおいて業務量や業務における裁量の程度等を調査した結果などを労使委員会が参照し、その内容を調査審議するための労使委員会を６か月ごとに１回（６月•１２月）開催することとする。

（委員会の構成）

第 条 労使委員会の委員は、次の６名の者により構成するものとする。

(1) 使用者が指名する者　３名

(2) 株式会社○○○○本社事業場の従業員代表によって指名された者　３名

（委員の任期）

第 条 委員の任期は、２年とする。但し、所定の手続きにより再任を妨げない。

　　２ 使用者が指名した委員に欠員が生じた場合には、使用者は速やかに委員を補充しなければならない。

　　３ 株式会社○○○○本社事業場の従業員代表の指名を受けた委員に欠員が生じた場合には、株式会社○○○○本社事業場の従業員代表は速やかに委員を補充すべく所定の手続きを実施しなければならない。

　　４ ２項ならびに３項によって選任された後任委員の任期は、前任委員の残りの任期とする。

（委員会の開催）

第 条 労使委員会の開催は、次のとおりとする。

(1) 毎年３月、６月、９月、１２月（以下「定例労使委員会」という。）

(2) 労使委員会の委員の半数以上の要請があったとき

(3) 制度の実施状況等について調査審議するために必要があるとき

（定足数）

第 条 労使委員会は、委員の４名以上、かつ、従業員代表の指名を受けた者の２名以上の出席がなければ成立しない。

（議長）

第条 労使委員会の議事の進行に当たり議長を置くものとし、議長は委員の中から互選によって選出する。

（議決）

第条 労使委員会の議事は、出席委員の過半数の賛否で決定し、可否同数の時は議長が裁定する。ただし、第３条に係る決議については出席した委員の５分の４以上の多数による決議で決定する。

　　２ 前項の決議は、書面により行い、出席委員全員の記名、押印をおこなうものとする。

（議事の確認）

第条 労使委員会の議事については、人事部担当者が議事録を作成し、労使委員会に出席した委員２名（うち従業員代表の指名を受けた者１名）が署名するものとする。

　　２ 前項の議事録は、人事部で委員会開催後（決議の有効期間満了後）３年間保存するものとする。また、議事録の作成の都度、速やかに、その内容を社内掲示板および社内ネットワークに掲示することにより、従業員に周知するものとする。

（報告・開示事項）

第条 使用者は、１２月の定例労使委員会において、次の情報を開示しなければならない。

(1) 対象従業員の勤務状況、対象従業員に対する健康・福祉確保措置、苦情処理等の実施状況（苦情の内容およびその処理状況等）、対象従業員に適用される評価制度およびこれに対応する賃金制度の運用状況（対象従業員への賃金・手当の支給状況や評価結果等）、労使委員会の開催状況

(2) 労働基準監督署長にした報告の内容

　　２ 使用者は、委員の要請により、対象従業員に適用する評価制度、賃金制度の具体的内容を開示しなければならない。

　　３ 使用者は、評価結果や賃金等の情報の開示にあたっては、対象従業員が特定できないよう十分留意して開示しなければならない。

（プライバシーの保護）

第条 委員は、対象従業員の秘密を厳守し、プライバシーの保護に配慮し、適切に管理する。

　　２ 使用者は、苦情処理措置の実施状況について、苦情の内容、その処理の状況を開示するにあたって、対象労働者のプライバシーの保護に配慮しなければならない。

（改廃の手続き）

第条 本運営規程に規定する事項を変更する場合は、あらかじめ当委員会に属する委員での協議の上、変更するものとする。

附　則

 制定 ○年○月○日